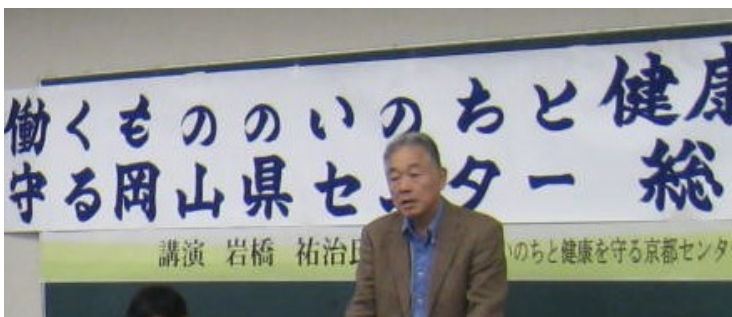


## 学んで情報交換し運動の前進をセンター総会

11月29日(金)13時半から、岡山市勤労者福祉センターで、働くもののいのちと健康を守る県センター総会が開かれ、オンラインも含めて24人が参加しました。

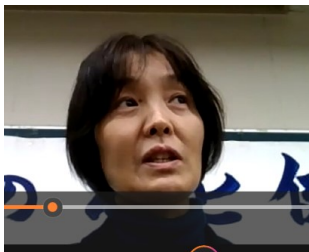
挨拶する代表委員清水弁護士

代表委員の清水善朗弁護士が「県センターは1990年に結成され、じん肺、アスベスト、過労死、職業病などのたたかいをすすめ、認定基準などの前進をさせてきましたが、過労死事案では運転手の労働時間を会社言いなりに判断して、認定しない事態も起きている。たたかうことを続けなければ権利が守れないことにもなっています。よく学び、情報交流もし、いのちと健康を守る運動をさらにすすめましょう」と挨拶しました。藤田事務局長が経過報告と2025年の運動方針、財政、申し合わせ事項の改定を提案して、討論後、議案を決定し、役員が選出されました。



### 全国一斉定時退勤など「SNSデモ」

討論では、高教組川野書記長が「#1127定時アクション」「#せんせいふやそう」「#このままでは学校がもたない」との教員の長時間過密労働の解消を



求める全国一斉の定時退勤など「SNSデモ」に取り組んだことを報告。学校では長時間労働がまん延し、病気による休職者が増え続け、若者も教職を敬遠するようになり、学級担任も確保できない「教員不足」があります。11月27日、定時退校をした学校や備前支部等の集会を行い、全国から様々な行動を「SNS」・Xで発信してアピールしトレンド入りした、今後国会に向けた運動をすすめる」と発言しました。

## じん肺・アスベスト被災者の救済、根絶を

### じん肺キャラバンが労働局要請

11月26日、建交労、いの健県センターの代表らと共産党氏平県議が同席して「2024年なくせじん肺全国キャラバン」で労働局に要請しました。

じん肺、アスベスト裁判で国、企業責任が明確にされてきた中でじん肺根絶、アスベスト防止のハザードマップ作成、4月に実施された建物解体、改修工事等の石綿の事前調査結果の報告制度の届出件数と内容のチェック、被害者の救済、建設アスベスト被害者補償基金の創設、トンネル工事残業理由等の要請内容を説明し見解を求めました。

労働局は、要請は本省に伝える、石綿の届出件数は、本省が受け付けており、現在は集約ができていないと回答。要請団は監督署と自治体に届け出ると定められている集約は可能ではないかと質しました。トンネル工事の残業の具体的理由の内容記載の指導では、内容を持って即時拒否はできない、労働時間は2交代制で8時間をめざして残業を



組んでいるとの報告を受けていると説明しました。

# 労働時間短縮等をどうすすめるか

岩橋祐治さんが講演（いのちと健康京都センター事務局長）

県労健康講座では、いのちと健康を守る京都センターの岩橋祐治事務局長が「労働時間等をどうすすめるか」と題して、講演と討論テーマを提起し、4つのグループで討論し、さらにそれらの解明も含めた講演しました。

考えてみるテーマに次の4点をあげました。

## 「考えてみるテーマ」

- ① 総選挙で「賃上げと一体に、労働時間を短縮し、『自由な時間』を増やします」より、「手取りを増やす。『103万の壁』を打ち破る」が、国民に受け入れられたのは何故か？
- ② なぜ日本の労働者の労働時間は長いのか？
- ③ 労働時間短縮闘争の意義
- ④ 労働時間短縮等をどうすすめるか？

★①について＝わかりやすさ、切実性（＝時短より賃上げ）、実現性（＝「人手不足」の中で「ほんとうに実現できるのか」）などがあり「103万円」問題への関心が高かったと指摘。

★②について＝日本の労働時間はドイツの1.5倍で、労働生産性は逆にドイツが日本の1.5倍となっている。それは①所定労働時間の違い、②時間外労働の有無、③年休の取得日数と消化率の違いが原因だと思われる。

①日本の労働時間は「江戸時代の日本は欧米より短かった」が、明治維新以降、資本主義の確立・発展、「富国強兵・殖産興業」政策とともに「1872年、日本最初の官製製糸工場の富岡製糸場は8時間労働だったが、1886年、山梨県の雨宮製糸工場で日本初のストライキのときは、朝4時から夜7時まで14時間20分となっていた」と指摘。

**その原因（1）**日本では今も昔も、低賃金！ ジェンダー差別の深刻さがある⇒それが日本社会の最大の問題（根本問題）である“貧困”につながっている。低賃金が長時間労働を招き、長時間労働が低賃金を温存・固定する；低賃金と長時間労働は“メダルの裏表”一体のものだ。

**その原因（2）**仕事が多すぎ、人が少なすぎるから。教員、医療、介護、運送など。

**その原因（3）**労働基準法における労働時間規制がザルだから＝労働時間の例外＝特例、変形、みなし、適用除外&時間外・休日労働が多すぎる。

**その原因（4）**労働者・労働組合の闘いが不十分だから。「労働時間の標準化は、労働時間の諸制限をめぐる闘争—総資本家すなわち資本家階級と総労働者すなわち労働者階級との間の闘争—として現れる。」（マルクス「資本論」、第1巻「労働日」）

★③について＝「健康と体力を回復するためにも、またこの労働者階級に知的な発達を遂げ、社交や社会的・政治的活動に携わる可能性を保障するためにも、ぜひとも必要である。われわれは労働時間の法定の限度として『8時間労働』を提案する。」（1866年にジュネーブで、インターナショナル＝国際労働者協会の第1回総会で採択された決議）

★④について＝（1）原因からの対策—賃上げ、増員・仕事減、労働時間法制抜本改正、運動強化。（2）「8時間労働制」の回復・再確立。（3）「1日7時間・週35時間労働制」の実現をめざす国民的大闘争を。と話しました。



講演する岩橋氏